入　札　公　告

１．入札事項

「測定車の改修　１式」

※詳細は入札説明書及び仕様書を参照。

２．入札に参加する者に必要な資格

(1)　平成 25･26･27 年度 国土交通省一般（指名）競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、下記の資格の種類及び等級に格付けされた者で、かつ官公庁から指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。

資格の種類　：　「役務の提供等」

資格の等級　：　A、B、C 又は D 等級のいずれか

(2)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(3)　その他、発注者が定める要件をすべて満たす者であること。（詳細は入札説明書に記載）

３．入札説明会実施の有無　：　なし

４．入札説明書及び仕様書の受取方法、また、契約書(案)等の閲覧

当研究所ホームページの「入札・調達・契約情報」より入手、及び閲覧すること。

URL：http://www.enri.go.jp/news/nyusatu/nyusatu_index.htm

５．入札説明書及び仕様書に関する質問の受付

電子メールにて平成 27 年 1 月 27 日（火）17 時 00 分まで受付。なお、電子メールには、件名・事業者名・担当部署名・担当者名・電話番号・FAX 番号を明記して下さい。

６．入札参加希望申請書の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載された審査項目について、履行可能であることを記載した申請書を次の期限までに提出して下さい。提出された申請書の審査の結果、本件を履行できると認められた者に限り、入札への参加を認めます。なお、提出した申請書に関し説明を求められたときは、申請者はこれに応じることとします。

②　申請書提出方法　：　持参又は郵送　※様式任意

② 申請書提出締切　：　平成 27 年 1 月 27 日（火）17 時 00 分

③ 審査の結果　　：　平成 27 年 2 月 2 日（火）までに通知

７．入札書の提出方法

(1) 提出方法　：　持参又は郵送（電信、電子入札不可）

(2) 提 出 先　：　独立行政法人電子航法研究所 総務課 契約係

(3) 提出締切　：　平成 27 年 2 月 3 日（水）　13 時 20 分

８．開札日時及び場所

(1) 日時　：　平成 27 年 2 月 3 日（水）13 時 30 分　　※入札書提出者の開札立会義務なし

(2) 場所　：　独立行政法人電子航法研究所 本館２階 総務課前（別紙地図参照・車駐車可）

９．入札保証金及び契約保証金　：　免除

１０．入札の無効

上記２．の資格を有さない者のした入札、及び上記４．で示された入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

１１．契約書作成の要否　：　要

１２．その他

(1) 入札書提出締切後に到着した入札書は無効とする。

(2) 上記８．の開札で予定価格の制限の範囲内に達する価格の入札がない場合は、当研究所の入札事務担当者の指示する日時を締切とする再度入札を実施する。なお、再度入札は１回のみとする。

(3) 応札者において「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表」に該当する者である場合は、必要な情報を上記 7.(2)まで提供すること。

平成 27 年 1 月 14 日

独立行政法人 電子航法研究所

理事長　山　本　憲　夫

※本件に関する資料の送付、質問及び入札書の提出先

〒182-0012　東京都調布市深大寺東町 7 丁目 42-23

独立行政法人電子航法研究所 総務課 契約係

TEL：0422-41-3476　FAX：0422-41-3169　e-mail：tender@enri.go.jp

3 電子航法研究所周辺

至三鷹駅
三鷹市役所前バス停
三鷹農協前バス停
三鷹郵便局
三鷹市役所
JA東京むさし三鷹支店
1号棟
監視通信領域
7号棟
仮想現実実験棟
東八道路
至高井戸
通用門
正　門
外来者は
通行不可
交通安全
環境研究所
2号棟
航空交通管理領域
アンテナ
試験棟
宇宙航空
研究開発機構
電波無響室
至調布
4号棟
監視通信領域
3号棟
海上技術
安全研究所
電子航法研究所
5号棟（本部棟）
2F役員室/総務課
1F研究企画統括/企画課
講堂
6号棟
航法システム領域

入　札　説　明　書

１．発注者
２．入札内容等
３．入札に参加する者に必要な資格
４．入札説明会実施の有無
５．入札説明書及び仕様書に関する質問の受付
６．入札参加希望申請書等の提出
７．入札書･入札内訳書提出の方法等
８．その他

（添付書式）
「入札書受取確認票」
「入札書及び内訳書」

１．発注者

独立行政法人 電子航法研究所　理事長　山本　憲夫

２．入札内容等

(1) 入札事項

「測定車の改修　１式」

※詳細は仕様書参照。

(2) 仕様

仕様書のとおり

(3) 履行（納入）期限

平成 26 年 6 月 15 日

(4) 履行（納入）場所

独立行政法人電子航法研究所（東京都調布市深大寺東町 7-42-23）

(5) 入札方法

① 入札参加者は、履行（納入）に要する一切の諸経費を含め、入札金額を見積もること。

② 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、競争参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金　　免除

３．入札に参加する者に必要な資格

(1) 平成 25･26･27 年度 国土交通省一般（指名）競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、開札日までに下記の資格の種類及び等級に格付けされた者であること。

資格の種類：「役務の提供等」

資格の等級：A、B、C 又は D 等級のいずれか

(2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(3) 発注者が定める要件（別紙「技術審査項目」参照）をすべて満たし、発注者より履行可能であると認められた者であること。

(4) 官公庁から指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。

(5) 次の各号の一に該当する者は、入札に参加する資格を有さないものとする。

① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。但し、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

② 次の各号の一に該当し、かつ、その事実があった後２年を経過しない者。

ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、または物品の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 公正な競争の執行を妨げた者、または公正な価格を害しもしくは不正の利益を得るため連合した者。

ウ 落札者が契約を結ぶこと、または契約の相手方が契約を履行することを妨げた者。

エ 監督または検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由無くして契約を履行しなかった者。

カ 契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

４．入札説明会実施の有無　　無

５．入札説明書及び仕様書に関する質問の受付

(1) 電子メールにて、入札公告記載の期日まで受け付ける。なお、電子メールには件名・事業者名・担当部署名・担当者名・電話番号・FAX 番号を明記し、次のアドレスまで送信すること。

e-mail：tender@enri.go.jp

(2) 頂いた質問（当研究所からの回答を含む）のうち、応札を考えている他の事業者にも周知した方が公平性の点から良いと当研究所が判断したものについては、当研究所ホームページの「入札・調達情報」中、当該入札件名の「質疑応答」に掲載することとする。

６．入札参加希望申請書等の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、入札公告記載の方法により入札公告記載の期日までに次の資料を添付した入札参加希望申請書（様式任意）を提出すること。

① 官公庁から発行された競争参加資格決定通知書の写し

② 別紙「技術審査項目」記載の審査項目について、履行可能であることを記載した書面（必要に応じ資料）　※様式任意

(2) 申請書の提出先

〒182-0012　東京都調布市深大寺東町 7 丁目 42-23

独立行政法人電子航法研究所 総務課 契約係　TEL：0422-41-3476

７．入札書･入札内訳書提出の方法等

(1) 入札書･入札内訳書提出方法

持参または郵送（電信、電子入札不可。郵送の場合は、書留、配達記録等配達された記録が残る方法による）

(2) 入札書･入札内訳書の提出先

６．(2)に同じ

(3) 開札の場所

独立行政法人電子航法研究所 本館２階 総務課前応接間（車駐車可）

(4) 締切の厳守

入札書等の提出にあたっては、入札公告記載の期日を厳守すること。なお、締切以降の入札は無効とする。

(5) 入札書･入札内訳書の提出方法

【郵送の場合】

入札書･入札内訳書に、添付の「入札書受取通知票」（FAX 宛先（受け取り担当者名まで記載）及び FAX 番号を記入）を同封し、当研究所契約係あて郵送すること。この場合、入札書へ記載する日付は、郵便投函日の日付を記載して下さい。郵送された入札書・入札内訳書は、当研究所に到着した時点で開封し、誤記、記入漏れ又は押印漏れ等がないかを確認します。

なお、入札書を郵送したにもかかわらず、当研究所から「入札書受取通知票」が FAX 送付されてこない場合は、必ず、当研究所契約係あて問い合わせ下さい。

【持参の場合】

入札書・入札内訳書を封筒に入れて（のり付け不要）持参すること。提出された入札書・入札内訳書は、即日、開封して誤記、記入漏れ又は押印漏れ等がないかを確認します。なお、入札書の署名（又は記名）・押印者以外の者の持参を認めます。

(6) 入札書の署名(又は記名)・押印者は、入札参加事業者における代表取締役等の代表機関または支配人、支店長以上の職にあるもの、もしくは、それらの者から委任を受けた代理人(委任事実及び委任内容が書面上証明できる場合のみ)とする。

(7) 入札参加者は、誤記、記入漏れまたは押印漏れ等、当研究所からの指摘による入札書・入札内訳書の返却時以外、提出した入札書･入札内訳書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(8) 入札の無効

① 上記３．に示した競争参加資格を有していない者のした入札、入札条件に違反した者のした入札、又は、次の各号の一に該当する入札書は無効とします。

ア 入札参加者またはその代理人（以下「入札者」という。）の記名または押印（外国人、または外国法人にあっては、本人または代表者の署名をもってかえることができる。）の無いもの。

イ 金額の記載のないもの、又は金額を訂正したもの。

ウ 誤字・脱字等により、記載事項が不明瞭であるもの。

エ 条件が付されているもの。

オ その他入札に関する条件に違反したもの。

② 平成 25･26･27 年度 国土交通省一般（指名）競争参加資格（全省庁統一資格）申請中の者がした入札において、開札日までに当該参加資格が決定されないとき、又は、審査の結果、当該資格を有すると認められなかったときは、その者がした入札は無効とする。

(9) 入札の延期等

入札者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合であって、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又は取り止めることがある。

(10) 代理人による入札

① 代理人が入札書に金額、日付を記入して記名、押印する場合は、入札書に入札者の氏名、名称または商号、代理人であることの表示、代理人氏名の記入及び代理人印を押印（外国人の署名を含む。）しておくとともに、入札書提出締切日時までに委任状を提出すること。

② 入札者は、本件入札について、他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(11) 開札の方法

① 開札は、立ち会いを希望する入札者を立ち会わせて、当研究所の職員が行う。

② 入札者は、開札の場所に入場しようとするときは、当研究所総務課職員に、入札者又は入札者が代表、支店長等である事業者の職員又は代理人であることを証するものを提示すること。なお、同一事業者の３名以上の入場は認めない。

③ 入札者は、開札時間経過後は、当研究所総務課職員の許可がない限り、開札の場所に入場することはできない。

④ 入札者は、当研究所総務課職員の許可がない限り、開札が終了するまで開札の場所を退場することができない。

⑤　開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達する有効な入札がないときは、当研究所入札事務担当者の指示する日時を締切とする再度入札を行う。この場合、封筒及び封印は不要とし、本件においては、ファクシミリによる入札を認める。

８．その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

①　入札者は、入札公告及びこの入札説明書を十分理解したうえで入札しなければならない。質問等があるときは、上記５．に記載する方法で当研究所に説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

②　入札者は、開札日の前日までに当研究所から当該入札書に関し説明を求められた場合、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

①　最低価格落札方式とする。

②　落札となるべき同価格の入札者が２人以上あるときは、直ちに入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるとき、又は直ちにくじを引けない者があるときは、代わりに入札事務に関係のない当研究所職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(4) 契約書の作成

①　契約書の記名押印は、先に当研究所が行い、その後、請負者が記名押印し、各自１通を保管する。

②　契約書（２部）を当研究所から受領したら、記名、押印及び収入印紙を貼付（収入印紙貼付不要契約の場合を除く）して 7 日以内に当研究所総務課契約係あてに到着するよう返送すること。

③　落札者及び当研究所が契約書に記名押印しなければ、本契約は成立しない。

(5) 応札者において「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表」に該当する者である場合は、必要な情報を上記 6.(2)まで提供すること。

(6) 代金支払条件

①　当研究所の給付完了確認後、請負者から適正な請求書を受理した日から 30 日以内に銀行振込により代金を支払う。

②　請負者は、請求書に必ず振込先金融機関名、預貯金種別、口座番号、口座名及び請求日を記載すること。

(7) 納品または履行の検査等

① 納品または履行の検査方法等については、契約書及び仕様書に定めるところによる。
② 検査終了後、請負者が提出した書類に虚偽の記載があると判明した場合は、請負者に対して損害賠償を求める場合がある。

(8) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
① 請負者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
　また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
② ①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
④ 請負者において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

※入札書を郵便で提出する場合、必ず、入札書・入札内訳書に同封して本紙を提出
※持参の場合は、必要ありません

平成　　年　　月　　日
送信枚数：本紙のみ

入札書受取通知票

[宛先]
入札書提出事業者：
担当部署：
担当者：
FAX 番号：
（上記宛先項目何れも入札者が必ず記入）

入札事項「測定車の改修　１式」入札書確かに受取ました。

[受取人]
独立行政法人電子航法研究所
総務課契約係
担当：
電話番号０４２２－４１－３４７６
FAX 番号０４２２－４１－３１６９

入　　札　　書

￥

（消費税および地方消費税相当額を除く）

入札件名及び数量　　測定車の改修　１式

本件入札説明書・契約書（案）を承諾のうえ入札します（入札内訳書添付）。

平成　　年　　月　　日

住　　所

事 業 者 名

代表者氏名　　印

独立行政法人電子航法研究所　理事長　様

〔入札内訳書〕　　[事業者名：　　]

項目	単位	数量	単価（円）	合価（円）	備考
合計（入札書記入価格：消費税及び消費税相当額を除く）					

電子航法研究所 測定車の改修

仕様書

独立行政法人　電子航法研究所

平成 27 年 1 月

1. 概要

本仕様書は、電子航法研究所において電子航法施設及び関連する機器類の試験研究に使用するための測定車の改修に関する事項を定めるものである。

2. 総括仕様

2.1　改修対象測定車（以下、本測定車）は、当研究所所有の下記の測定車とする。

- 車種：日野リエッセⅡ
- 登録番号：多摩 100 す 1654
- 型式：PB-XZB56Y
- 車台番号：XZB56-0050004

2.2　本測定車は、道路運送関係法令車両規則および保安基準に則り改修すること。

2.3　本測定車は、道路交通法で規定する中型免許（8t限定）で運転できること。

2.4　改修後に構造変更による車検等の手続きを行うこと。

3. 改修各部仕様

改修する測定車の概略図を図1に示す。

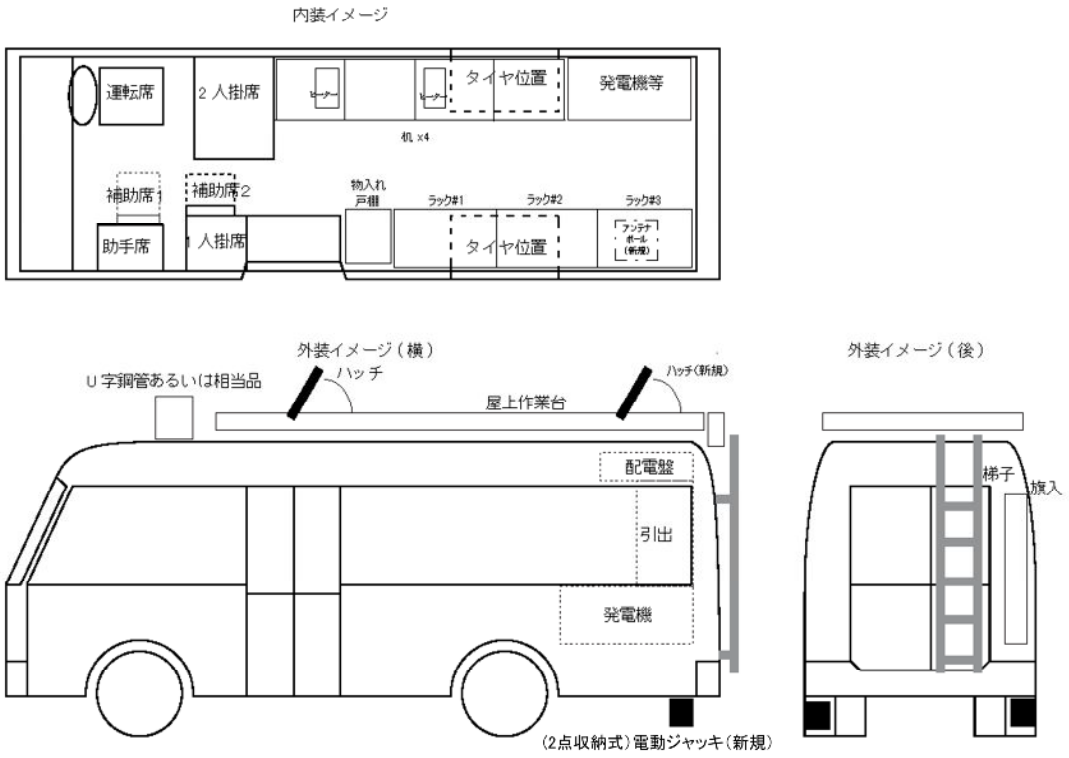

図１　測定車概略図

3.1 伸縮式アンテナポール

(1) 中継車用電動油圧式伸縮式アンテナポール一式（以下アンテナポールと略す）を現行ラック#3の位置に設置すること。

(2) アンテナポールの最大対地高度は 10m以上とすること。

(3) アンテナポール収納時は屋上作業台の下に完全に隠れること。

(4) アンテナポール単体で風速 19 m/s の風に耐えること。

(5) アンテナポールは製造会社が品質を保証した新品とすること。

(6) ポール最上部の耐荷重は、雲台およびケーブル重量を除いて、10kg以上とすること。

(7) ポール上部にはパン・チルト機能を有するアンテナ、カメラ等を取付けられるリモート制御の電動式雲台を具備すること。ただし雲台の最大回転角度は、水平±180°以上、垂直±90°以上とすること。

3.2 車体安定用ジャッキシステム

(1) ポール伸長時の車体安定を向上させるジャッキシステム（油圧式後部 2点保持タイプ、リモート制御）を車体下に設置すること。また，油圧ポンプは3.1節の伸縮式アンテナポールと共用とすること。

(2) 後部2点の油圧ジャッキの補助用として、車体前部安定用に手動ジャッキ2式を納入すること。

(3) 前記(1)のジャッキシステムおよび(2)のジャッキは製造会社が品質を保証した新品とすること。

3.3 内装補修

(1) 既設の右側机(机x4)と左側ラックの後部側(ラック#3)を撤去し、既設ヒーター2基を左側ラック下と右側座席シート後部へ移設すること。

(2) 撤去後の床は塩ビ仕上げとする。

(3) エアライン・レールを右側面の上部・下部に設置すること。

(4) ラック棚板上スポンジを撤去し、防滑シートを設置すること。

(5) 既設の右側テーブル上電源コンセント（3P-2口ｘ3個）を右側壁面へ壁埋込み形で移設すること。

3.4 外装補修

(1) 天井部にアンテナ接続ケーブル用の防水配線管を設けること。

(2) 上部ステージへのアンテナ等取付用のボルト穴を設けること。ボルト穴の間隔は縦横に等間隔とすること。

(3) 指定した箇所の塗装を補修すること。

・右側面

(4) 指定した箇所の板金を補修すること。

・右側面下側のマフラー

・後部乗降口のステップ

・上部ステージ後方左側カラー

(5) 指定した箇所の錆に対する除錆補修を行うこと。

・左側乗降口

・後部乗降口

・発電発動機の扉

・上部ステージのハッチ

(6) 天板固定用ネジを、現状の鉄素材ではない、防錆素材のネジに交換すること。

(7) 発電発動機の燃料計表示の補修およびオイル等の点検整備を行うこと。

(8) 発電発動機の燃料タンクおよびタンク固定金具の補修を行うこと。

(9) 後部扉梯子の防滑処理を行うこと。

(10) 既設ハッチの雨漏り対策防水処理を行うこと。

4. 履行期限および検査・納入場所

検査期日　平成 27 年 6 月 15 日

検査・納入場所

〒182-0012　東京都調布市深大寺東町7-42-23

独立行政法人　電子航法研究所

5. 監督および検査

5.1 監督

当所監督職員は、必要と認める事項について、適宜監督を行う。

5.2 検査

(1) 当所検査職員は、契約書、本仕様書、関連法令等に基づいて請負者が契約を履行したことを確認するための検査を実施する。

(2) 検査において指摘事項があった場合、請負者は検査職員の指示に従い、1ヶ月以内に適切な処置対応を行わなければならない。

6. 保証

納入後1年間は保証期間とし、補修箇所においてこの間に発生した使用者の責任によらない故障・不具合については無償で修理を行うこと。

7. 提出書類

本件請負者は以下の提出書類を所定の期限までに提出すること。

(1) 設計図面	(作業実施前)	2 部
(2) 検査結果書類	(検査期日)	2 部
(3) 完成図書（取扱説明書、施行図、配線図を含む）	(検査期日)	2 部

8. その他

(1) 本仕様書内図１に示した、設備位置等は実施の形態の一例であり、設置場所等については、監督職員と十分に調整を行うこと。

(2) 本測定車の製作に着手する前に設計図等を用いて監督職員と十分に調整を行い、監督職員の許可を得た後に作業に着手すること。

(3) 本仕様書記載の事項に疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議の上、その指示に従うこと。

(4) 本仕様書に記載のない事項は、速やかに監督職員と協議の上、その指示に従うこと。

(5) 本測定車の改修に伴う車検等の検査手続き及び引取り後納入場所までに要する費用は請負者の負担とし、その必要な手続きを行うこと。

(6) 検査時に必要な公租公課および自動車損害賠償責任保険料は発注者が本契約内で負担するので契約金額に含めること。

別紙　技術審査項目

改修対象測定車の現況を調査し，以下の書類を提出すること。必要に応じて当所の所有する図面を渡すこともあるが，現況と図面に差異が有る場合は現況を優先とする。

(1) 測定車の改修の詳細について説明する改修計画書を提出すること。改修計画書の様式は任意であるが，改修に使用する予定の製品型式一覧，全体図および配線系統図を含めること。

(2) 中継車等の製造または改修実績（代表的なもの数点でよいが，可能な限り写真を添付すること）